

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部改正の概要について

1 改正の理由

- (1) 群馬県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年群馬県条例第27号。以下「薬物濫用防止条例」という。）が平成27年6月1日に全面施行され、薬物濫用防止条例に基づく「知事指定薬物」が規定されたことなどから、群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号。以下「育成条例」という。）の「薬品類等」を規定している群馬県青少年健全育成条例施行規則（昭和57年群馬県規則第68号。以下「規則」という。）の一部を改正した。
- (2) 行政不服審査法の改正に伴い、規則で規定している様式中の不服申立てに関する教示文を改正した。

2 改正の内容

- (1) 薬品類等の規定の改正

育成条例の「薬品類等」を規定している規則第15条を改正し、

育成条例第39条第5号（場所の提供等の禁止）…罰則：50万円以下の罰金

同第40条（保護者等への通知）…罰則なし

同第41条（旅館業者等の届出）…罰則なし

の薬品類等に、薬物濫用防止条例第13条第1項で規定する「知事指定薬物」を追加したほか、育成条例第34条（薬品類等の制限）及び第50条第1項第9号（立入調査等）の「薬品類等」から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物を除いた。

- (2) 行政不服審査法の改正に伴う様式の改正

行政不服審査法の改正により、「不服申立てをすることができる期間が変更」、「不服申立ての手続きが審査請求に一元化」等されたことから、規則で規定している様式の内、不服申立てについて教示している別記様式第2号、第7号及び第8号を改正した。

3 公布・施行年月日

平成28年1月15日公布

平成28年4月1日施行